

## 信頼される教職員、信頼される学校であるために

- 法令を遵守し教育公務員としての自覚をもち、服務規律の徹底に努める。
- 自分の言動に責任をもち、資質・能力の向上に努める。
- 生徒とともに学び、共に成長し、本となる行動に努める。
- 何事も相談し、助け合える職場環境を作る。

## 事故を未然に防ぐために

- 〈交通安全・飲酒運転・酒気帯び運転〉
  - ・交通法規を守り、事故を起こさないように常に緊張感をもって運転する。
  - ・時間に余裕をもって出勤する。両（自転車を含む）を運転しない。
  - ・飲酒をした翌日の朝、酒気帯び運転にならないようにする。
  - ・車を運転する者に飲酒を勧めたり、飲酒運転の車に同乗した場合も責任を問われることを認識する。
- 〈体罰・暴言〉
  - ・生徒を尊重し大切にすることを意識をもつ。
  - ・体罰は、人権を侵害する行為であることを認識する。
  - ・懲戒と体罰の違いについて、しっかりと理解する。
- 〈生徒・保護者との連絡〉
  - ・メールアドレスや携帯電話の番号を教えない。
  - ・生徒、保護者の私的メール・LINEの禁止。
  - ・直接生徒に連絡するのではなく、保護者を介した連絡をする。
- 〈生徒との面談・相談〉
  - ・誰が、どこで、誰に指導するかを生徒指導主事、学年主任、管理職に報告する。
  - ・校内または保護者住宅の生徒宅で行う。
  - ・複数の職員で対応するやむを得ず、1対1で実施する場合は、窓や扉を開けるなど密室状態にならないようする。
  - ・事前事後に管理職に報告する。指導の記録を残す。
- 〈個人情報盗難・紛失〉
  - ・個人情報の報自分のパソコン、USBに保存しない。
  - ・校外に持ち出さない。
  - ・机上に個人情報に関するものを放置しない。
- 〈学校徴収金の適正管理〉
  - ・現金を机の中に置かない。
  - ・集金したらすぐに支払う。
  - ・検閲を複数で行う。
- 〈わいせつ・セクハラ・パワハラ〉
  - ・どのような行為がわいせつな行為にあたるか理解する。
  - ・わいせつな行為は、被害者の人権を著しく傷つける行為であり、わいせつな行為に一切関わらないという強い意志をもって生活する。
  - ・心身の健康を保つ。互いに声をかけ合う。
  - ・生徒・教職員、それぞれの関係においてもハラスメントに該当する行為は、絶対にしない。日頃からよりよい人間関係づくりの構築に取り組む。
- 〈その他〉
  - ・許可なく校内でスマホを使用しない。
  - ・生徒を自家用車で送迎しない。
  - ・生徒に、職員室への入退出時にあいさつをきちんとさせる。（4月中に生徒に指導）
  - ・職員室で、生徒指導や教科指導をしない。
  - ・印刷室へは、生徒だけで入室させない。

## 【相談窓口】

- 木之子中学校（0866-62-3603）
- ※どの職員でもかまいません。
- 井原市教育相談室（0866-62-8090）